

周南市立新南陽市民病院医療事故等公表基準

1 目的

周南市立新南陽市民病院（以下「市民病院」という。）で発生した医療事故等についての情報を適切に公表することにより、医療の透明性を高め、市民からの信頼を得るとともに、他の医療機関への情報提供による医療の安全管理に資するため、この基準を定める。

2 用語の定義

(1) アクシデント（医療事故）

アクシデントとは、医療に関わる場所で、医療の全過程において発生する全ての人身事故をいう。不可抗力によるものや患者自身の自傷行為等も含む。また、患者に濃厚な処置や治療を必要とした場合や、永続的な障害や後遺症が生じた場合のものをいう。（当院では、患者影響度レベルが3から5までとなる）

アクシデントのうち、その発生原因に医療機関・医療従事者に過失があるものを医療過誤という。

(2) インシデント（ヒヤリ・ハット）

日常診療の場で、誤った医療行為などが患者に実施される前に発見されたもの、あるいは、誤った医療行為などが実施されたが、患者への影響が認められなかった事例または軽微な処置・治療を要した事例。但し、軽微な処置・治療とは、消毒、湿布等とする。

(3) 医療事故等の公表

アクシデント及びインシデント事例（以下「医療事故等」という。）の公表とは、個々の事案ごとに行う公表（以下「個別公表」という。）及び一年分を一括して行う公表（以下「一括公表」という。）をいう。

3 医療事故等の区分

医療事故等は、その内容に応じて、次のとおり区分する。

分類	区分	内容
インシデント	レベル0	間違ったことが発生したが、患者に実施されなかった場合
	レベル1	間違ったことを実施したが、患者に変化はなかった場合 ※ 何らかの影響を与えた可能性は否定できない
	レベル2	事故により、患者に何らかの影響を与えた可能性があり、観察・検査が必要になった場合、また、処置や治療は行わなかったが観察強化が必要になった場合

		<ul style="list-style-type: none"> ・バイタルサイン軽度変化 ・安全確認のための検査（レントゲン・採血・血糖測定・モニター装着） ・チューブの再挿入等を施行 ・簡単な処置や治療（消毒・湿布など） ・誤った医療が実施されたが、患者への影響が不明な事例 ・誤薬（患者に間違っただけを飲ませたが、それによつての健康被害を起さなかつた） <p>※ 誤薬については、投与薬剤により例外あり</p>
アクシデント	レベル 3	<p>事故により、患者に何らかの変化が生じ、治療・処置が必要になつた場合、また、濃厚な処置や治療を要した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皮膚の縫合等 ・バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院、入院日数の延長、外来・入院患者の骨折等を含む ・職員の針刺し事故 ・対人暴力、器物破損等が生じた場合 ・医薬品の盗難または紛失 <p>※ 誤薬（抗がん剤等、将来的に何らかの健康被害を生じる可能性が高い場合）</p>
	レベル 4	事故により長期にわたり治療が続く、または障害が永久的に残る場合
	レベル 5	事故が死因となつた場合

4 公表基準

医療事故等は、その内容に応じて、次のとおり区分する。

分類	区分	医療過誤	過失のない事故		
インシデント	レベル 0	一括公表			
	レベル 1				
	レベル 2				
アクシデント	レベル 3	原則 個別公表			
	レベル 4			原則 個別公表	一括公表 ※
	レベル 5			原則 個別公表	

※ 社会的影響を考慮のうえ、必要があれば個別公表もあり得る。

5 公表方法等

公表する方法等については、次のとおりとする。

項目	方法	時期	内容
一括公表	市民病院 ホームページ	翌年度の 5月	医療事故等の件数、代表的な事例及び再発防止策
個別公表	報道機関	医療安全管理対策委員会において決定	ア) 患者情報(年代, 性別, 病名) ※ 住所, 氏名, 家族状況は非公表 イ) 事故概要(日時, 場所, 診療科名, 状況, 経過等) ウ) 事故原因の考察及び改善策 エ) その他必要と思われる事項 ※ 医療安全管理対策委員会において決定

6 公表に当たっての留意事項

(1) 個人情報の保護

公表によって特定個人が識別できる情報は提供しない。

(2) 患者・家族等の意思の尊重

個別公表を行う場合には、公表の内容等について、事前に患者や家族等と十分に話し合いを行い、文書により同意を得るものとする。

(3) 関係機関との協議

公表の時期、内容等については、関係機関との協議のうえ、病院長を委員長とする医療安全管理対策委員会で決定する。

7 その他

この基準に定めるもののほか、医療事故等の公表に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。